

新 監 査 第 459 号  
令 和 8 年 3 月 2 日

請求人 様

新潟市監査委員	古 俣 誉 浩
同	伊 藤 秀 夫
同	細 野 弘 康
同	中 山 均

#### 新潟市職員措置請求の審査結果について（通知）

令和 8 年 1 月 19 日付けで提出のありました標記の請求については、地方自治法（以下「自治法」という。）第 242 条に規定する住民監査請求の要件を満たしておらず、却下することと決定しましたので通知します。

#### 記

### 第 1 請求の内容

#### 1 請求の提出日

令和 8 年 1 月 19 日

#### 2 請求の要旨

措置請求書に記載されている事項及びこれに添付された事実を証明する書面から、請求の要旨を次のように理解しました。

#### (1) 主張事実

ア こども政策課では、「子どもの権利を守る取組」として、令和 4 年から新潟市子ども条例を施行し、児童関係の相談室を設置し、動画やパンフレット等で広報活動を行っている。市のウェブサイト等によれば、「新潟市子ども条例推進事業」（以下「本件事業」という。）に、年間 2,500 万円以上の予算が計上されており、「新潟市子どもの権利推進委員会委員」（以下「推進委員」という。）として 14 名、「新潟市子どもの権利救済委員」（以下「救済委員」という。）として 3 名がそれぞれ選任され、1 回あたり約 1 万円の報酬が支払われている。

イ 本件事業にかかる予算額について、こども政策課の職員に尋ねたが、使途不明である旨の回答があったため、情報公開請求を行ったところ、委託先に支払が行われていないようであった。仮に支払われていたとしても、予算額と合わず、広報されている内容と実態が異なる機能不全の事業に多額の公金が支出されていることになる。明らかに「困っているこども」の助けになっておらず、特定対象者に利益を与えるだけである。機能していない事業に公金が流れ続けているが、不透明なうえに隠蔽するため、「やりたい放題」ができてしまう。公金を支出する前に市民に説明し、実績に応じた支払をするべきである。

ウ 児童に関する知識を身につけようとしないう名ばかりの推進委員及び救済委員や、案内先を確認さえしない無責任な職員達が受け取る金額が、終日こどもを預かり、激務に従事している保育士や小学校教員の日給よりはるかに高いことはおかしい。

エ 救済委員は、市のウェブサイト等で、こども問題の専門家である旨を掲げているが実態は異なり、業務知識や救済意欲がなく、専門家でさえなかった。また、こども政策課の職員は、業務知識が著しく欠けており、問い合わせに対して誰一人明確な回答ができなかった。

オ 市民が納めた税金はこども達のために使われていない。本気でこどもを救済する気はなく、日頃市に付度する特定対象者への優遇措置や、いい人アピールに利用している。「可哀想なこども」が必要であり、自ら創っている。公金を使って児童を食い物にする、市ぐるみの酷い虐待行為である。

カ 事業の目的が達成されず、機能していない本件事業に対し、年間2,500万円以上の予算が当てられており、倫理意識の欠けた職員達に職務内容に見合わない高額な公金が流れている。特に、特定の企業に対する6,259,990円の支出は効果検証が一切されておらず、癒着の疑いが高く、公金の無駄遣いである。さらに、判明している支出額を差し引いても2,000万円近い使途不明金が存在している。

キ こどもは将来を担う未来の宝で貴重な利益であり、大人の我欲で犠牲にしていい存在ではない。職員達の行為は市に大損害を与えている。

## (2) 措置請求

ア 過去の不当な支出について、関係職員達に返却させ、実態のない外部委託契約・特定企業との契約解除を行うことを求める。

イ 外部に委託する場合は、事前に市民への説明や委託先の実態調査、市民からの評価を義務付ける等の措置を講じることを求める。

## 第2 監査委員の判断

本件請求について審査した結果、次のように判断しました。

### 1 住民監査請求の対象について

自治法第242条第1項において、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の職員等について、違法又は不当な財務会計上の行為又は怠る事実があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができることと定められており（住民監査請求）、その対象は、普通地方公共団体の職員等による財務会計上の行為又は怠る事実に限定されている。

また、住民監査請求の監査結果を不服として行われた住民訴訟の対象について、かかる住民訴訟の根拠条文である自治法第242条の2第1項に関し、平成4年12月15日最高裁判決において「当該職員の財務会計上の行為をとらえて右の規定に基づく損害賠償責任を（住民訴訟で）問うことができるのは、たといこれに先行する原因行為に違法事由が存する場合であっても、右原因行為を前提としてされた当該職員の行為自体が財務会計法規上の義務に違反する違法なものであるときに限られると解するのが相当である」と判示していることから、住民監査請求の要件も、かかる解釈に従って検討されるべきものと解される。

これを本件請求についてみると、請求人は、事業の目的が達成されず、機能していない本件事業に対し、年間2,500万円以上の予算が当てられ、倫理意識の欠けた職員達に職務内容に見合わない高額な公金が流れていること、特に、特定の企業に対する6,259,990円の支出は効果検証が一切されておらず、癒着の疑いが高く、公金の無駄遣いであると主張している。しかし、これは、財務会計上の行為ではなく、その原因行為である本件事業にかかる推進委員及び救済委員の委嘱選任契約締結と特定企業との間の委託契約締結の非を論じているものである。住民監査請求の対象となるのは、前述のとおり、たとえ先行する原因行為に違法又は不当な事由があったとしても、その原因行為を前提としてされた後行の財務会計上の行為が財務会計法規上の義務に違反する違法又は不当なものであるときに限られると解されて

いる。本件請求における原因行為は、本件事業にかかる推進委員及び救済委員の委嘱選任契約の締結及び職務の遂行と特定企業との間の委託契約の締結及びその実施であると考えられるが、本件請求には、その原因行為を前提としてされた財務会計上の行為である、推進委員及び救済委員に対する報酬の支払手続や特定企業に対する委託料の支払手続そのものが、財務会計法規上の義務に違反する違法又は不当なものであることの具体的な主張は一切ない。

また、請求人は2,000万円近い用途不明金が存在していると主張しているが、住民監査請求の対象については、平成2年6月5日最高裁判決において「住民監査請求においては、対象とする当該行為等を監査委員が行うべき監査の端緒を与える程度に特定すれば足りるというものではなく、当該行為等を他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要し、また、当該行為等が複数である場合には、当該行為等の性質、目的等に照らしこれらを一体とみてその違法又は不当性を判断するのを相当とする場合を除き、各行為等を他の行為等と区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示することを要するものというべきであり、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面の各記載、監査請求人が提出したその他の資料等を総合しても、監査請求の対象が右の程度に具体的に摘示されていないと認められるときは、当該監査請求は、請求の特定を欠くものとして不適法であり、監査委員は右請求について監査をする義務を負わないものといわなければならない」と判示している。

これを本件請求についてみると、請求人が主張する2,000万円近い用途不明金の存在について、監査請求書及びこれに添付された事実を証する書面等の資料を総合しても、監査委員が監査をするにあたって、それが存在することを他の事項から区別して特定認識できるように個別的、具体的に摘示されているとは認められず、請求の特定を欠くものとして監査委員が監査をする義務を負わないものであるといえる。

よって、本件請求は不適法な住民監査請求であるといわざるを得ない。

## 2 結論

以上のことから、本件請求は自治法第242条第1項に定める住民監査請求の対象とされるべき要件を満たしているものとは認められない。